

協会制度

普通保証(含追認保証)・手形割引根保証	1
長期経営資金保証	1
当座貸越(貸付専用型)根保証	1
アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証	1
事業者カードローン当座貸越根保証	2
小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード)	2
季節保証(夏季特別・年末特別)	2
季節保証一括(夏季一括・年末一括)	2
フレッシュ15	2
集約ローン20	2
全国小口零細企業保証	3
無担保・無保証人特別小口融資保証	3
無担保パワフル保証	3
タイアップ50(協調融資保証)	3
デラックス100	4
事業性評価保証(コラボ)	4
短期継続保証	4
激甚災害対策特別融資保証	4
経営安定関連特別融資保証(セーフティネット)	4
東日本大震災復興緊急保証	4
危機関連保証	5
創業等関連保証	5
創業関連保証・支援創業関連保証	5
再挑戦支援保証・支援再挑戦関連保証	6
連携創業支援関連保証	6
中小企業特定社債保証	7
環境配慮型私募債保証	7
流動資産担保融資保証	7
条件変更改善型借換保証	7

協会制度

経営力向上関連保証	7
経営力強化保証	7
事業再生円滑化関連保証	8
改善サポート(事業再生計画実施関連保証)	8
経営革新関連保証	8
公害防止特別融資保証	8
エネルギー対策特別融資保証	8
新事業開拓保証	8
海外投資関係保証	9
労働力確保関連保証	9
中小小売商業関連保証	9
商店街整備等支援関連保証	9
伝統的工芸品支援関連保証	9
地域伝統芸能等関連保証	9
流通業務総合効率化関連保証	9
小規模事業者支援関連保証	9
中心市街地商業等活性化支援関連保証	10
中小市街地商業等活性化関連保証	10
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	10
特定新技術事業活動関連保証	10
風俗営業飲食業保証	10
特定中小企業再生支援関連保証	10
異分野連携新事業分野開拓関連保証	11
下請振興関連保証	11
商工貯蓄共済斡旋融資	11
事業再生保証	11
特定研究開発等関連保証	11
地域産業資源活用事業関連保証	11

協会制度

地域産業資源活用支援関連保証	12
特定信用状関連保証	12
農商工等連携事業関連保証	12
農商工等連携支援関連保証	12
一括支払契約保証	12
経営承継関連保証	12
特定経営承継関連保証	12
事業承継サポート保証	12
自主廃業支援保証	12
中小企業承継事業再生関連保証	12
地場産業部分・負担金保証	12
求償権消滅保証	13
商店街活性化事業関連保証	13
商店街活性化支援関連保証	13
経営革新等支援関連保証	13
情報提供支援関連保証	13
特定下請連携事業関連保証	13
予約保証	13
財務要件型無保証人保証	14
地域経済牽引事業関連保証	14
地域経済牽引支援関連保証	14

県 制 度

経営強化資金	15
小規模企業者支援資金	15
地域産業振興資金	15
経営環境変化・災害対策資金	15
セーフティネット対策資金	15
大規模経済危機等対策資金	15
県改善サポート(再生支援資金)	15
県創業支援資金(分社化)	16
県創業支援資金(一般)	17
チャレンジ応援資金	17
地域未来投資促進資金	17
職場環境整備・新卒採用支援資金	18
新エネルギー等対策資金	18
既存事業者による宿泊施設開業支援資金	18
宿泊施設増改築・設備整備支援資金	18
事業承継支援資金	18
研究開発支援資金	18

市 町 村 制 度

奈良市	19
大和高田市	19
大和郡山市	20
天理市	20
橿原市	20
桜井市	20
五條市	21
御所市	21
生駒市	21
香芝市	21
葛城市	22
宇陀市	22
平群町	22
田原本町	22
吉野町	22
明日香村	22

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	普通保証(含追認保証) 手形割引根保証	経営の維持・発展のための事業資金を必要とする中小企業者 ※手形割引根保証は、保証期間2年まで	運転	10年	2億8,000万円	0.45%~1.90% (手割) 0.39%~1.62%	○		○
			設備	15年					
			運・設						
協会	長期経営資金保証	長期的展望に基づき大口長期の事業資金を必要とし、次の①~③のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過ではなく、償還能力があると認められるもの ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上見込みがあり償還能力があると認められるもの ※保証金額は2,000万円以上(100万円単位) ※保証期間は3年以上(20年以内)	運転	20年	2億円	0.45%~1.90%	○		○
			設備						
			運・設						
協会	当座貸越(貸付専用型)根保証	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい中小企業者 【個人・法人共通】 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある ②同一事業を3年以上営んでおり、2期以上の決算(確定申告)を行っている 【個人】 次の①~③のいずれかに該当するもの ①CRDによるスコアリングが一定以上の評点であること ②確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、自己名義の不動産を所有する ③確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある 【法人】 CRDによるスコアリングが一定以上の評点であること ※保証金額は100万円以上(期間延長は60ヶ月まで可) ※資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要	運・設	2年	2億8,000万円	0.39%~1.62%	○		○
協会	アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい中小企業者 【個人・法人共通】 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある ②同一事業を3年以上営んでいる ③1期12ヶ月の決算書(賃借対照表を付した確定申告書)を直近2期分提出できる ④当協会で当座貸越根保証の利用がない ⑤不渡り、取引停止処分中、税金滞納などネガティブ情報がない ⑥求償権先の関係人でない ⑦CRDの保証料率区分が「7」以上 ※保証金額は1,000万円以上(期間延長は60ヶ月まで可) ※資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要	運・設	2年	2億円	0.39%~0.68%	○	事前相談制	○

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	事業者カードローン当座貸越根保証	経営に必要な資金をカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給していきたい中小企業者 【個人・法人共通】 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある ②同一事業を3年以上営んでおり、2期以上の決算(確定申告)を行っている 【個人】 次の①・②のいずれかに該当するもの ①CRDによるスコアリングが一定以上の評点であること ②確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する 【法人】 CRDによるスコアリングが一定以上の評点であること ※保証金額は100万円以上(期間延長は60ヶ月まで可) ※資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要	運・設	2年	2,000万円	0.39%~1.62%	○		○
協会	小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード)	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい小規模事業者(常時使用する従業員が20名以下。ただし、商業・サービス業は5名以下) 【個人・法人共通】 ①同一事業を1年以上営んでいる ②1期分の決算書(確定申告書)を直近1期分提出できる ③最近2年間のいずれかの決算で利益計上、または直近で債務超過でない ④当協会で事業者カードローン当座貸越の利用がない ※借入は次の①~③の要件を満たすこと ①平均月商(直近決算・申告)の3ヶ月以内 ②本件を含めて当協会の保証債務残高が3,000万円以内 ③個人事業者で確定申告が白色の場合は200万円まで ※保証金額は50万円以上(期間延長は60ヶ月まで可) ※資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要	運・設	2年	500万円	0.39%~1.62%	○		○
協会	季節保証(夏季特別・年末特別)	県内で住所または事業所を有する中小企業者	運	5年	1,500万円	0.35%~1.80%	○		○
協会	季節保証一括(夏季一括・年末一括)	【夏季受付期間】5月1日~7月31日 当協会申込受付分まで 【年末受付期間】10月1日~12月28日 当協会申込受付分まで		1年	1,000万円				
協会	フレッシュ15	申込時点で次の①~③の要件を満たす中小企業者 ①当協会の保証債務残高や求償権残高がない ②同一事業の業歴が2年以上で1期12ヶ月の決算書(確定申告書)を直近1期分提出できる個人・法人 ③個人:青色申告で利益計上もしくは債務超過でない 法人:CRDの保証料率区分が『4』以上	運 設備 運・設	7年	2,000万円	0.30%~1.75%	○		○
協会	集約ローン20	超長期の分割返済により、既往借入金の借換及び新たな事業資金を供給することで資金繰りの円滑化をはかる中小企業者 県内で事業を営み、次の①~⑤のいずれにも該当する中小企業者 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある ②同一事業を3年以上営んでいる ③納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がない ④求償権先の関係人でない ⑤現在保証利用残高がある ※原則として信用保証協会付の借換資金(借換の対象となる借入は原則として信用保証協会付の借入金)	運	20年	2億8,000万円	0.45%~1.90%	○		○

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	全国小口零細企業保証	責任共有制度の影響を緩和して安定的な資金調達を図る小規模企業者 次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であること ①常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行うもの（②に掲げるものを除く） ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの ③事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①～⑤に掲げるものを除く） ※当協会及び他協会利用を含む保証債務残高合計が2,000万円を超えていないこと	運転	10年	2,000万円	0.50%～2.20%	×		○
			設備						
			運・設						
協会	無担保・無保証人特別小口融資保証	県内に事業所を有し無担保無保証人で小口の事業資金を必要とする中小企業者で次の各号に該当すること 1. 県内で1年以上同一事業を継続して営んでいること 2. 所得税（源泉徴収を除く）、事業税、県民税、市町村民税の所得割のいずれかが申込の日以前1年間において課税されかつ完納していること 3. 常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業については5人以下（サービス業のうち、宿泊業および娯楽業については20人以下））であること ※所得割のかかる納税証明書が必要 ※特小保険以外の保険が成立している場合は利用不可	運転	5年	2,000万円	0.80%	×		
			設備						
			運・設						
協会	無担保パワフル保証	金融機関の企業格付けをもとに、当協会の定めた審査の基準に該当し、取扱金融機関において償還能力があると認められた法人で以下の①～⑤の要件を満たす中小企業者 【法人】 ①同一事業を2年以上営んでいる ②1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できる ③不渡り、取引停止処分中、税金滞納などのネガティブ情報がない ④求償権先の関係人でない ⑤CRDの保証料率区分が「4」以上	運転	10年	2億8,000万円	0.45%～1.35%	○	事前相談制	○
協会	タイアップ50（協調融資保証）	当協会と金融機関が協調し、資金繰りの安定と発展をサポートしていきたい法人で、以下の①～⑤の要件を満たす中小企業者 【法人】 ①同一事業を2年以上営んでいる ②1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できる ③不渡り、取引停止処分中、税金滞納などネガティブ情報がない ④求償権先の関係人でない ⑤CRDの保証料率区分が「4」以上 ※（1）保証期間は保証付き融資と同じ（ただし、プロパー融資が5年以上の場合は10年まで可能） （2）返済方法は保証付き融資と同じ（ただし、一部繰り上げ償還時は融資残高により按分充当） （3）連帯保証人は保証付き融資と同一人	運転	10年	2億8,000万円	0.35%～1.25% （新規先） 0.25%～1.15%	○	事前相談制	○
			設備						
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	デラックス100	中小企業の経営に必要な資金を安定的に供給し、事業振興に寄与していきたい法人で、以下の①～⑥の要件を満たす中小企業者 【法人】 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある ②同一事業を3年以上営んでいる ③1期12ヶ月の決算書（貸借対照表を付した確定申告書）を直近2期分提出できる ④不渡り、取引停止処分中、税金滞納などネガティブ情報がない ⑤求償権先の関係人でない ⑥CRDの保証料率区分が「5」以上	運転	3年	1,000万円～1億円	0.35%～1.05%	○	事前相談制	○
協会	事業性評価保証（コラボ）	県内で事業活動を行う中小企業者・小規模事業者であって次のいずれにも該当すること。 ①県内で同一事業を2年以上営む先 ②手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分等その他ネガティブ情報がない先 ③信用保証協会の求償権先の関係人でない先 ④申込金融機関において事業性評価を実施されており、継続して支援する方針である県内中小企業者・小規模事業者	運転	15年	2億8,000万円	0.35%～1.80%	○	事前相談制	○
			設備						
			運・設						
協会	短期継続保証	県内で事業活動を行う中小企業・小規模事業者であって、次のいずれにも該当するもの。 ①県内で同一事業を2年以上営む先。 ②取扱金融機関との与信取引が1年以上。 ③原則、直近の決算で債務超過でない。（法人は決算書、個人は資産負債調べにより） ④信用保証協会の求償権先およびその関係人でない先。 ⑤手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分等その他ネガティブ情報がない先。	運転	1年	8,000万円	0.35%～1.80%	○	事前相談制	
協会	激甚災害対策特別融資保証	被災中小企業者 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた者 ※事業の再建に必要な資金とし、市町村発行の罹災証明書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.70%	×		
			設備						
			運・設						
協会	経営安定関連特別融資保証（セーフティネット）	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく特定中小企業者 1号要件～8号要件 ※市町村長の認定書が必要 ※5号、7号、8号は責任共有対象 ※6号要件については限度額は38,000万円	運転	10年	2億8,000万円	1号～4号、6号 0.90%	△		○
			設備						
			運・設						
協会	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条の規定により、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者 ①特定被災区域内に事業所を有し、当該事業所、主要な事業用動産が物理的損害を受けたことについて市町村長の証明を受けた者 ②震災に伴う原発事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内として公示された区域内に事業所を有していた者 ③特定被災区域内において事業所を有し、震災により業況が悪化し、震災後の最近3ヶ月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比△10%以上の者 ④①～③に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体	運転	10年	2億8,000万円	0.80%	×		
			設備						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	危機関連保証	中小企業信用保険法第15条の規定により、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者 ※ 保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.80%	×		○
			設備						
協会	創業等関連保証	創業者又は新規中小企業者がその期間内に事業を開始又は実施するための資金 ①中小企業等経営強化法に掲げる次の(1)～(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 (1) 事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (3) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ②中小企業等経営強化法に掲げる次の(1)～(3)いずれかの新規中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの (2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3) 会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後5年を経過していないもの ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認資料が必要 ※商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出(証明書が必要)	運転	10年	1,500万円	1.00% (商工会経由) 0.70%	×		○
			設備						
			運・設						
協会	創業関連保証	創業者が創業者である期間に、創業により行う事業のための資金 ①産業競争力強化法に掲げる次の(1)～(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 (1) 事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) (2) 事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) (3) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ②産業競争力強化法に掲げる次の(1)～(3)のいずれかの創業者である中小企業者であって、事業を開始又は会社を設立した日以後5年を経過していないもの (1) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの (2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3) 中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ※創業・再挑戦計画書および認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明が必要 ※商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出(証明書が必要)	運転	10年	2,000万円	1.00% (商工会経由) 0.70%	×		○
			設備						
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	再挑戦支援保証	<p>創業者又は創業者である中小企業者（過去に事業の廃止又は会社の解散の経験があるもの）が創業者である期間に、創業により行う事業のための資金 産業競争力強化法に掲げる下記の①～④のいずれかの要件を満たすものであって、事業の廃止又は解散の日から5年を経過していない中小企業者</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの（認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内）</p> <p>(1) 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>(2) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの（認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内）</p> <p>(1) 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>(2) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>③事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>(2) 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの</p> <p>(2) 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの</p> <p>※資格要件申告書（過去の事業の廃止・会社の解散等について確認資料を添付） ※創業・再挑戦計画書および認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明が必要</p>	運転	10年	2,000万円	1.00%	×		○
			設備						
			運・設						
協会	連携創業支援関連保証	<p>支援事業を実施する一般社団法人もしくは一般財団法人またはNPO法人 主務大臣からの認定を受けた創業支援事業計画のうち、認定連携創業支援事業を実施するもので次の①～③のいずれかに該当するもの</p> <p>①一般社団法人（その社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る）</p> <p>②一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る）</p> <p>③NPO法人（その社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る）</p>	運転	10年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備						
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載																														
協会	中小企業特定社債保証	資金調達が多様化を図るため社債を発行する中小企業者 直前の決算において次の(1)～(5)のいずれかに該当する中小企業者とする <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1号要件</th> <th>2号要件</th> <th>3号要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>純資産額</td> <td>5千万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>自己資本比率</td> <td>いずれ 20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>純資産倍率</td> <td>れか 2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>使用総資本事業利益率</td> <td>いずれ 10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>利益率</td> <td>れか 2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table> ※資金使途は社債に係るものであること ※社債の引受が政令で定める金融機関からのものであること ※社債の最低発行額は3,000万円 ※原則として共同保証人(金融機関)以外は不要 ※返済方法は満期一括償還または定時償還 ※80%部分保証			1号要件	2号要件	3号要件	(1)	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	(2)	自己資本比率	いずれ 20%以上	20%以上	15%以上	(3)	純資産倍率	れか 2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	(4)	使用総資本事業利益率	いずれ 10%以上	10%以上	5%以上	(5)	利益率	れか 2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	運転 設備 運・設	2年～7年	4億5,000万円 (保証割合は80%につき、発行限度額は5億6,000万円)	0.36%～1.52% (割引後)	○	30年度受付分については、通常保証料率より20%割引	○
					1号要件	2号要件	3号要件																																
			(1)	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																																
(2)	自己資本比率	いずれ 20%以上	20%以上	15%以上																																			
(3)	純資産倍率	れか 2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																																			
(4)	使用総資本事業利益率	いずれ 10%以上	10%以上	5%以上																																			
(5)	利益率	れか 2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																			
協会	環境配慮型私募債保証	環境保護に積極的に取り組んでいる中小企業者で資金調達が多様化を図るため社債を発行する中小企業者 上記特定社債保証の保証要件を充たし、次の①②いずれかに該当すること ①国・自治体等の第三者認証を取得している中小企業者 ②環境負担軽減の取組について、国・自治体・第三者等からの認証・認定・表彰を受けている中小企業者	運転 設備 運・設	2年～7年	4億5,000万円 (保証割合は80%につき、発行限度額は5億6,000万円)	0.40%～1.85%	○																																
			運転 設備 運・設	1年	2億円 (保証割合は80%につき、借入限度額は2億5,000万円)	0.68%	○																																
			運転 運・設	15年	2億8,000万円	0.45%～1.90%	○																																
協会	流動資産担保融資保証	中小企業者が有する売掛債権及び棚卸資産を担保とした融資に対する保証 国内事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る ※流動資産を担保として提供させたことを証する書面が必要 ※80%部分保証	運転 設備 運・設	1年	2億円 (保証割合は80%につき、借入限度額は2億5,000万円)	0.68%	○		○																														
協会	条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、経営改善の意欲があり、自ら事業計画を策定して借換による金融の正常化を図る中小企業者 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する ※状況説明書、事業計画書、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画に記載されている場合は不要)が必要	運転 運・設	15年	2億8,000万円	0.45%～1.90%	○		○																														
			運転 設備 運・設	5年 7年	8億8,000万円	0.70% 0.80% 1.10%	○																																
協会	経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という)第13条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者 ※原則8,000万円を超える場合は、有担保とする。	運転 設備 運・設	5年 7年	8億8,000万円	0.70% 0.80% 1.10%	○		○																														
協会	経営力強化保証	金融と経営支援の一体的取組により経営力の強化を図る中小企業者 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する ※申込人資格要件等届出書、事業計画書(申込人が策定したもの)、認定経営革新等支援機関による支援内容(書面)が必要	運転 設備 運・設	5年 7年	2億8,000万円	0.45%～1.75% (借換) 0.50%～2.00%	△	借換を含む場合、期間は10年	○																														

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック 掲載
協会	事業再生円滑化関連保証	私的整理により事業再生を行おうとする中小企業者 金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当するもの ①特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの ②独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ※事業再生準備期間における借入に係るものとして事業再生円滑化関連保証用の事業再生に関する計画書が必要	運転	3年	2億8,000万円 (保証割合は80%につき、借入限度額は3億5,000万円)	1.76%	○		
			設備						
			運・設						
協会	改善サポート (事業再生計画実施関連保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者 次の①～⑩のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（産業復興相談センターを含む）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ※事業再生の計画の実施に必要な資金として事業再生計画書が必要 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する	運転	15年	2億8,000万円	責任共有対象 0.80% 責任共有対象外 1.00%	△		○
			設備						
			運・設						
協会	経営革新関連保証	経済的環境の変化に即応して経営の相当程度の向上を図る中小企業者 行政庁の承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行うもの ※特定補助金等に係る成果を利用した事業活動資金として経営革新計画に係る承認申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.70% 1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	公害防止特別融資保証	公害防止対策を積極的に推進する中小企業者 資金使途が以下のいずれかであること ①公害防止施設の設置の費用 ②工場又は事業所の公害防止のためにする移転の費用 ③公害防止事業者負担法に規定する事業者負担金の納付に要する費用 ④経済産業大臣が定める費用	設備	7年	5,000万円	1.10%	○		
協会	エネルギー対策特別融資保証	エネルギー使用の合理化及びその多様化を図るため、省エネルギー施設や非化石エネルギー施設を設置する中小企業 エネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設で、経済産業省令で定められたものを設置しようとするもの	設備	15年	2億円	1.10%	○		
協会	新事業開拓保証	経済及び産業構造の転換期にあたり、時代のニーズにあった新事業を展開し、又新たなサービスや需要分野の開拓、及び異分野の技術・経営等に関する知識を融合し、新分野の開拓をしようとする中小企業者 「新事業認定実施要領」に基づいて信用保証協会が認定した事業を行う中小企業者で、新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用、その他の新たな事業の開始に要する費用にあてるために必要な資金であること	運転	7年	2億円	1.10%	○		
			設備	10年					
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	海外投資関係保証	海外における投資先事業の経営に直接参加し、あるいは、現地生産等を目的とした直接投資をしようとする中小企業者 外国人と永続的な経済関係を持つための当該法人の発行する株式又は出資の持ち分の取得の他、海外直接投資の事業に要する資金で、次の①～⑤のいずれかに該当するもの ①当該中小企業者の出資割合が100分の10以上となる場合（その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して100分の10以上となる場合を含む）における外国人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金 ②当該中小企業者の出資割合が100分の10以上である外国人（その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して100分の10以上である外国人を含む）の発行に係る証券等（株式、出資の持分、社債又は利札をいう。以下同じ）の取得又はこれらの外国人に対する金銭の貸付に要する資金 ③当該中小企業者と次に掲げる永続的な関係がある外国人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国人に対する金銭の貸付に要する資金 イ、 役員の派遣 ロ、 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買 ハ、 重要な製造技術の提供 ④海外における支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に要する資金 ⑤その他の資金 イ、 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金 ロ、 海外直接投資の事業の実施に必要な市場調査の費用に充てるための資金	運転	7年	2億円	1.10%	○		
			設備	10年					
			運・設						
協会	労働力確保関連保証	改善計画に従って改善事業を実施する中小企業者 労確法に定められた改善計画であること ※改善事業に必要な資金として知事の認定を受けた改善計画書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備						
			運・設						
協会	中小小売商業関連保証	高度化事業計画に従って高度化事業を実施する中小企業者 小振法に定められた高度化事業計画であること ※高度化に係る資金として知事・市長または主務大臣の認定書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備						
			運・設						
協会	商店街整備等支援関連保証	商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施する公益法人 小振法に定められた商店街整備等支援計画であること ※商店街整備等支援計画に基づく資金として知事または市長の認定が必要	運転	10年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備						
			運・設						
協会	伝統的工芸品支援関連保証	認定を受けた支援計画に従って伝統工芸品産業の振興を支援する公益法人 伝産法による支援計画について認定を受けたもの ※認定支援計画に基づく資金として経済産業大臣の認定が必要	運転	10年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備						
			運・設						
協会	地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能にかかると特定事業等のうち、経済産業省令で定める事業を行う中小企業者 地域伝統芸能法第6条第1項に規定する事業を定める省令第2条に規定する事業者 ※認定事業を行うのに必要な資金として市町村の認定が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備						
			運・設						
協会	流通業務総合効率化関連保証	流通業務の総合化及び効率化を図るために流通業務総合効率化事業を実施する中小企業者 流通業務総合効率化法による主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に従って流通業務総合効率化事業を行うもの ※認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	小規模事業者支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた基盤施設計画又は経営発達支援事業計画に従って事業を実施する公益法人、又は、特定非営利活動法人 小規模事業者支援法による基盤設置計画及び経営発達支援事業計画であること ※認定申請書及び認定通知書が必要	運転	10年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備						
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	中心市街地商業等活性化支援関連保証	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するために事業を行う特定会社又は公益法人 中心市街地活性化法による認定を受けた計画に従って行う事業であること ※認定事業を行うのに必要な資金として認定事業に係る経済産業大臣への認定申請書が必要	運転	10年	5億6,000万円	0.70%	○		
			設備						
			運・設						
協会	中心市街地商業等活性化関連保証	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するために事業を行う中小企業者、特定会社又は公益法人 中心市街地活性化法による認定を受けた計画に従って行う事業であること ※認定事業を行うのに必要な資金として認定事業に係る経済産業大臣への認定申請書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備						
			運・設						
協会	中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたため、資金調達に支障が生じている中堅事業者 破綻金融機関等と金融取引を行っていた中堅事業者（資本金5億円未満で、中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの） で、次の①②に該当すること ①申込時点において、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要となっていること ②申込時点において、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること	運転	5年	6億円	1億円超 0.75% 1億円以下 0.65%	×		
			設備	7年					
			運・設						
協会	特定新技術事業活動関連保証	新技術を利用した事業活動を促進する中小企業者 新事業促進法に基づく特定補助金に係る成果を利用した事業活動を行うもの ※新事業の開拓に要する費用として特定補助金が交付されたことを証する書面（新事業の開拓に関する計画書）が必要	運転	5年	3億円	1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	風俗営業飲食業保証	社会の善良な風俗に影響を及ぼすことのない風俗営業飲食業 風営法の適用を受ける飲食業で下記の要件をみたすもの ①資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって飲食業を行うもの ②奈良県信用保証協会の定める保証利用要件に該当するもの ③風営法第2条第1項第1号から第3号並びに第5号及び第6号に係る同法第3条第1項の風俗営業の許可（同法第7条第1項による承認を含む）を有するもの ④3年以内に風営法に基づく「指示」、「営業の停止」、「営業の廃止」等の行政処分を受けたことがないもの ⑤食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条第1項の許可を有するもの ⑥風俗営業飲食業に係る事業税等の税額を完納しているもの ⑦日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の融資に係る都道府県知事の推薦等があるもの。ただし、申込資金使途が運転資金である場合、及び申込人が特例風俗営業飲食業を営む場合については、厚生労働大臣から振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって同組合の資金証明書の交付を受けているもの ⑧風俗営業飲食業に係る事業実績が奈良県内で1年以上あるもの ⑨青色申告等の実績により事業実態が確認できるもの ⑩社会的批判を受ける営業形態・実態でないもの ⑪大衆一般が日常的に容易に利用できる営業形態・実態であるもの	運転	5年	2,000万円	0.45%~1.90%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	特定中小企業再生支援関連保証	中小企業の活力の再生のため、特定中小企業再生支援事業を実施する認定支援機関 産業競争力強化法に規定する認定支援機関が特定中小企業再生支援事業を行うもの ※特定中小企業再生支援事業を実施するための資金として特定支援事業が再生支援協議会の決定を経たものであることを証明する書類及びその事業に係る計画書が必要	運転	5年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	異分野連携新事業分野開拓関連保証	事業分野を異にする事業者と連携し、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る中小企業者 「新事業認定実施要領」に基づいて信用保証協会が認定した事業を行う中小企業者で、新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用、その他の新たな事業の開始に要する費用にあてるために必要な資金であること ※認定計画に係る主務大臣への認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	下請振興関連保証	振興事業を実施するもの 下請振興法による承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者であること ※主務大臣への事業計画に係る承認申請書及び承認を受けたことを証する書面が必要 ※80%部分保証	運転	1年	2億円 (保証割合は80%につき、借入限度額は2億5,000万円)	0.56%	○		
			設備						
			運・設						
協会	商工貯蓄共済斡旋融資	貯蓄共済積立加入後1年を経過し所定の掛金を滞滞なく払い込まれており、運営委員会または連合会長が所定の掛金および借入金の返済が確実に履行できると認めた中小企業者 融資の斡旋を受けようとする者は申込書類に必要事項を記入の上、事務委託団体に提出し、委託団体が設置した融資斡旋委員会を経て商工会連合会に申込みを行う ※貯蓄共済積立金の範囲内であること	運転	4年	個人 1,000万円 法人 1,500万円	0.45%~1.90%	○		
			設備	5年					
協会	事業再生保証	法的な再建手続きを行う中小企業者 次の①~③のいずれにも該当する中小企業者 ①次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1) 再生事件又は更生事件に係属しているもの (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの(再生計画が遂行された場合、その他の経済産業省令で定める場合を除く) ②再生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの ③次の(1)又は(2)のいずれにも該当するもの (1) 金融機関及び取引先からの取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること (2) 償還が見込まれること ※事業再生に関する計画書が必要	運転	10年	2億円	2.20%	×		○
			設備						
			運・設						
協会	特定研究開発等関連保証	特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために特定研究開発等を実施する中小企業者 中小企業ものづくり高度化法による認定を受けた特定研究開発等計画に従って行う特定研究開発であること ※認定計画に従って特定研究開発等を実施する資金として認定事業に係る経済産業大臣への認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	地域産業資源活用事業関連保証	中小企業の新たな事業活動の創出及び地域経済の活性化を促進するため、地域産業資源を活用した事業を実施する中小企業者 地域産業資源法による認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を実施するもの ※認定計画に係る主務大臣への認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備	7年					
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	地域産業資源活用支援関連保証	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援する、主務大臣による地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けた次の①～③いずれかに該当するもの。 ①一般社団法人（社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る） ②一般財団法人（設立に際して拠出された財産の価格の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る） ③特定非営利活動法人（社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る）	運転	5年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	特定信用状関連保証	海外事業展開による市場の拡大、国内生産の高付加価値及び最適配置を支援するため、海外子会社の事業資金が必要な国内中小企業者 外国関係法人に対して、経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省で定める関係を持つ中小企業者 ※特定信用状発行契約に基づく債務として申込人（国内親会社）からの特定信用状を活用した外国関係法人の金銭の借入に関する計画書が必要	運転	1年	2億円 （保証割合は80%につき、特定信用状の額面は2億5,000万円）	0.45%～1.90%	○		
			設備						
			運・設						
協会	農商工等連携事業関連保証	農商工等連携事業を実施する中小企業者 主務大臣の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施するもの ※主務大臣への連携事業計画に係る認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.56%～1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	農商工等連携支援関連保証	農商工等連携事業を実施する公益法人又は特定非営利活動法人 主務大臣の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施するもの ※主務大臣への連携事業計画に係る認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	一括支払契約保証	契約により物品の納入、役務の提供等による支払債務を有する中小企業者 特定支払契約に基づき金融機関が納入企業に対して支払った資金についての債務を保証対象とする ※特定支払契約に係る証書が必要 ※70%以下の部分保証	運転	1年	10億円	0.50%～2.20%	○		
協会	経営承継関連保証	経営の承継のために資金を必要とする事業を営む会社または個人 経営承継円滑化法による認定を受けたもの ※経済産業大臣（申請については県知事）の認定書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.45%～1.90%	○		○
			設備	15年					
			運・設						
協会	特定経営承継関連保証	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人 ※認定中小企業者の事業に必要な資金として、経済産業大臣（申請については県知事）の認定書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.45%～1.90%	○		○
			設備	15年					
			運・設						
協会	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、承継の対象となる会社（事業会社）の株式を取得する事により、事業会社の事業活動を支配する事を目的として新たに設立された会社 ※「事業承継計画書」が必要	運転	15年	2億8,000万円	1.15%	○		○
			設備						
			運・設						
協会	自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者 ※「廃業計画書」及び「確認書」が必要	運転	1年	3,000万円	0.45%～1.90%	○		○
協会	中小企業承継事業再生関連保証	財務状況が悪化している中小企業者の将来性のある事業を会社分割又は事業譲渡により他の事業者へ承継させ、再生を図る中小企業者 主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を行うもの ※認定計画に従って行われる事業再生に必要であり、かつ、承継事業者が要する資金であること	運転	10年	2億8,000万円	0.45%～1.90%	○		
			設備						
			運・設						
協会	地場産業部分・負担金保証	中小企業信用保険法に基づく信用保険の対象とならない業種を営む中小企業者 下記の業種に限る 酪農（生乳生産）・肉牛肥育・養豚業・養鶏業・しいたけ栽培、きのこ類栽培・金魚養殖業、淡水魚養殖業 ※原則担保要	運転	10年	2,000万円	1.15%	○		
			設備	15年					
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
協会	求償権消滅保証	現存する求償権の返済資金を必要とする中小企業者 事業継続中の求償権先であって、中小企業再生支援協議会が策定を支援した再生計画等の実施により事業再生が見込まれる中小企業者であること ※再生計画書が必要	運転	10年	2億8,000万円	0.50%~2.20%	×		
			設備						
			運・設						
協会	商店街活性化事業関連保証	商店街への来訪者の増加を通じた商店街の活性化のために事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者 商店街活性化法による認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行うもの ※経済産業大臣への事業計画に係る認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	0.70%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	商店街活性化支援関連保証	商店街への来訪者の増加を通じた商店街の活性化のために事業を行う公益法人又は特定非営利活動法人 商店街活性化法による認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行うもの ※経済産業大臣への事業計画に係る認定申請書が必要	運転	5年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備	7年					
			運・設						
協会	経営革新等支援関連保証	中小企業者の経営力の強化を図るため、経営革新等支援業務を実施する認定支援機関等 認定経営革新等支援機関のうち、次のいずれかに該当するものであって、経営革新等支援業務を実施するもの ①一般社団法人（その社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る） ②一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る） ③特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の2分の1を中小企業者が有しているものに限る） ※認定を受けた支援機関であることを証する書面が必要 ※経営革新等支援業務に関する計画書が必要	運転	10年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備						
			運・設						
協会	情報提供支援関連保証	中小企業者及び小規模企業者が抱える経営課題が複雑化・専門化していることに対応すべく、情報提供業務を実施する認定情報提供機関 経済産業大臣から認定を受けた認定情報提供機関のうち、次のいずれかに該当するものであって、情報提供業務を有するもの ①一般社団法人（その社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る） ②一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る）	運転	10年	2億8,000万円	1.10%	○		
			設備						
			運・設						
協会	特定下請連携事業関連保証	自主的に取引先の開拓を図る下請中小企業者 特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う特定下請事業者 ※認定を受けた事業計画に係る認定申請書が必要	運転 設備 運・設	10年	2億8,000万円	0.70%	○		
協会	予約保証	一時的かつ緊急的な資金需要に応える資金を要する中小企業者 次の①~④全ての要件を満たすもの ①同一事業の業歴が3年以上あること ②申込金融機関との与信取引が1年以上あること ③損益計算書、貸借対照表を作成していること ④保証料カテゴリーにおいて「区分②」以上であること	運転	5年	2,000万円	0.60%~1.90%	○		
			設備						
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック 掲載																																																						
協会	財務要件型無保証人保証	<p>申込金融機関は、申込人が直前の決算において①を満たしたうえ、次の②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに該当し、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">基準(1)</th> <th colspan="2">基準(2)</th> <th colspan="2">基準(3)</th> </tr> <tr> <th>該当事項 (Oeitts)</th> <th></th> <th>該当事項 (Oeitts)</th> <th></th> <th>該当事項 (Oeitts)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>純資産額</td> <td>5千万円以上 3億円未満</td> <td></td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td></td> <td>5億円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td></td> <td>20%以上</td> <td></td> <td>15%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td></td> <td>1.5倍以上</td> <td></td> <td>1.5倍以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td></td> <td>10%以上</td> <td></td> <td>5%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>付加価値比率</td> <td>2.0倍以上</td> <td></td> <td>1.5倍以上</td> <td></td> <td>1.0倍以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			基準(1)		基準(2)		基準(3)		該当事項 (Oeitts)		該当事項 (Oeitts)		該当事項 (Oeitts)		①	純資産額	5千万円以上 3億円未満		3億円以上 5億円未満		5億円以上		②	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上		③	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上		④	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上		⑤	付加価値比率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上		運転	7年	2億8,000万円	0.45%~1.90%	○		○
							基準(1)		基準(2)		基準(3)																																																				
			該当事項 (Oeitts)				該当事項 (Oeitts)		該当事項 (Oeitts)																																																						
			①	純資産額	5千万円以上 3億円未満		3億円以上 5億円未満		5億円以上																																																						
②	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上																																																									
③	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上																																																									
④	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上																																																									
⑤	付加価値比率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上																																																									
設備																																																															
運・設																																																															
協会	地域経済牽引事業関連保証	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条第3項に掲げる中小企業者で、かつ中小企業信用保険法上の中小企業者 ※承認を受けた地域経済牽引事業計画に係る承認申請書の写し ※承認を受けた地域経済牽引事業計画に沿って地域経済牽引事業を実施している旨の確認をしたことを通知する書面の写しで、都道府県による確認日が1年以内のもの</p>	運転	7年	2億8,000万円	0.70%	○																																																								
			設備	15年																																																											
			運・設																																																												
協会	地域経済牽引支援関連保証	<p>主務大臣より連携支援計画の承認を受けた地域経済牽引支援機関に下記に掲げる者が含まれる場合において、下記に掲げる者 ①一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る) ②一般財団法人(設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る)</p>	運転	7年	2億8,000万円	1.10%	○																																																								
			設備	15年																																																											
			運・設																																																												

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
県	経営強化資金	経営の安定、経営基盤強化のための事業資金を必要とする中小企業者 <創業実績> 過去に奈良県の創業系支援資金を利用したもので、創業後5年未満のもの	運転	10年	5,000万円	0.45%~1.56% 創業実績有の場合は0.45%~0.80%	○		○
			設備						
			運・設						
県	小規模企業者支援資金	中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者で、事業資金を必要とする中小企業者 ※当協会及び他協会利用を含む保証債務残高合計が2,000万円を超えていないこと	運転	10年	2,000万円	0.23%~1.59%	×		○
			設備						
			運・設						
県	地域産業振興資金	地域産業事業者で、事業資金を必要とする中小企業者 ※申込取扱窓口：奈良県部落解放企業連合会・なら人権情報センター	運転	10年	5,000万円	0.20%~1.31%	○		○
			設備						
			運・設						
県	経営環境変化・災害対策資金	次の①~⑥のいずれかに該当する中小企業者 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置するもの ②地震、台風、火災等の災害により被害を受けたもの ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有するもの ④地域振興対策として経営の合理化、近代化を図るもの ⑤経済的環境の低迷により、最近3ヶ月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比△5%以上のもの ⑥社会的要因による一時的な業況悪化又は突発的理由により資金を必要とするもの（社会的要因に該当する事項については、知事が定める） ※①~④は知事の認定が必要 ※③、⑤は運転資金のみ可	運転	7年	5,000万円	0.45%~1.56%	○		○
			設備						
			運・設						
県	セーフティネット対策資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく特定中小企業者 1号要件~8号要件 ※市町村長の認定書が必要 ※5号、7号、8号は責任共有対象	運転	7年	5,000万円	1号~4号、6号 0.70% 5号、7号、8号 0.63%	△		○
県	大規模経済危機等対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者 ※市町村長の認定書が必要	運転	10年	5,000万円	0.60%	×		○
県	県改善サポート（再生支援資金）	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者 『事業再生計画実施関連保証（改善サポート）』欄に明記した①~⑩いずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	運転	15年	5,000万円	0.60% (借換) 0.80%	△		○
			設備						
			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証利率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
県	県創業支援資金(分社化)	<p>【創業分社化要件】 次の①～⑥のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日より1ヶ月以内に当該事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日より2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、当該新たに設立した会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ④事業を営んでいない個人が、当該事業を開始した日以後5年を経過していないもの ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ⑥会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していない会社</p> <p>≪創業分社化≫ 上記①～⑥のいずれかに該当すること ≪創業分社化離職者等起業促進支援≫ 上記①～⑥のいずれかに該当し、次の(1)・(2)のいずれかに該当するもの(地域産業課に資格確認申請書を提出し、知事の認定が必要)(窓口：地域産業課) (1) 過去5年以内に離職したもの (2) 申込日時点で60歳以上のもの</p> <p>≪認定特定創業支援≫ 上記①～⑥のいずれかに該当し、産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたもので市町村長から証明書の交付を受けたもの(窓口：地域産業課)</p> <p>≪創業認定枠≫ 上記①～⑥(但し、④については事業開始後1年以上、⑤又は⑥については、会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当し、優れた事業計画を有すると知事が認めたもの(認定審査会による認定が必要)(窓口：地域産業課)</p> <p>≪飲食店認定枠≫ 上記①～⑥(但し、④については事業開始後1年以上、⑤又は⑥については、会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当し、知事が認めた県内で飲食店を創業する事業計画を有するもの(認定審査会による認定が必要)(窓口：産業振興総合センター)</p> <p>≪宿泊施設認定枠≫ 上記①～⑥(但し、④については事業開始後1年以上、⑤又は⑥については、会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当し、知事が認めた県内で宿泊施設を創業する事業計画を有するもの(審査会で交付される知事の認定書が必要)(窓口：企業立地推進課)</p> <p>≪奈良の木利用枠≫ 上記①～⑥(但し、④については事業開始後1年以上、⑤又は⑥については、会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当し、奈良県産材を内外装の見える部分に一定量以上使用した建築物を使用するもの(審査会で交付される知事の認定書が必要)(窓口：奈良の木ブランド課)</p> <p>≪女性・若者・シニア・U1Jターン創業≫ 上記①～⑥(但し、④については事業開始後1年以上、⑤又は⑥については、会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当し、認定支援機関の指導を受けて創業しようとする女性、若者(満35歳未満)、シニア(満55歳以上)又はU1Jターン該当者(申請日前1年以内に県内に住所を定めたもの)(認定支援機関を通じての申請、知事の認定書が必要)(窓口：地域産業課)</p> <p>≪南部東部枠≫ 上記①～⑥(但し、④については事業開始後1年以上、⑤又は⑥については、会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当し、認定支援機関の指導を受けて奈良県南部地域・東部地域で創業しようとするもの(認定支援機関を通じての申請、知事の認定書が必要)(窓口：地域産業課)</p> <p>※創業計画書(所定の様式)が必要 ※要件①、②については自己資金確認資料が必要 ※≪南部東部枠≫の対象地域 五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡 ※商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出(証明書が必要)</p>	<p>運転</p> <p>設備</p> <p>運・設</p>	7年	1,500万円	<p>(創業分社化) 0.80%</p> <p>(商工会経由) 0.50%</p> <p>(離職者・認定特定枠、奈良の木枠、女性・若者・シニア・U1Jターン創業、南部東部枠) 0.00%</p>	×		○

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証利率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
県	県創業支援資金(一般)	<p>【創業一般要件】 次の①～④のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人が貸付実行日より、1ヶ月以内に当該等事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が貸付実行日より、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が、当該事業を開始した日以後5年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>≪創業一般≫ 上記①～④のいずれかに該当すること ≪創業一般離職者等起業促進支援≫ 上記①～④のいずれかに該当し、次の(1)・(2)のいずれかに該当するもの(地域産業課に資格確認申請書を提出し、知事の認定が必要)(窓口：地域産業課) (1)過去5年以内に離職したもの (2)申込日時点で60歳以上のもの ≪認定特定創業支援≫ 上記①～④のいずれかに該当し、産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたもので市町村長から証明書の交付を受けたもの(窓口：地域産業課) ※創業計画書(所定の様式)が必要 ※要件①、②については自己資金確認資料が必要 ※商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出(証明書が必要)</p>	運転	7年	2,000万円	(創業一般) 0.80% (商工会経由) 0.50% (離職者・認定特定) 0.00%	×		○
			設備						
			運・設						
県	チャレンジ応援資金	<p>次の①～③のいずれかに該当する中小企業者 ①既存事業の拡大に伴い、事業所の拡張または設備の増設若しくは新規事業を開設するもの ②現在営んでいる業種を継続しながら、他業種に進出するもの ③現在営んでいる業種から、他業種に転換するもの ※運転資金は8,000万円以下かつ設備資金の1/3以下 ≪認定枠≫ 上記①～③のいずれかに該当し、優れた事業計画を有すると知事が認めたもの(地域産業課による審査会にて交付される知事の認定書が必要) ≪奈良の木利用枠≫ 上記①～③のいずれかに該当し、奈良県産材を内外装の見える部分に一定量以上使用した建築物を使用するもの(奈良の木ブランド課による審査会で交付される知事の認定書が必要) ≪小規模企業枠≫ 上記①～③のいずれかに該当し、中小企業信用保険法第2条第3項に該当するもの ※運転資金のみの利用は不可 ※運転資金は設備資金の1/3以下</p>	運転	10年	2億8,000万円 (認定枠、奈良の木枠、小規模企業枠) 5,000万円	0.00% ～ 1.20% (認定枠、奈良の木枠、小規模企業枠) 0.00%	○		○
			設備	15年					
			運・設	10年					
県	地域未来投資促進資金	<p>地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画について奈良県知事の承認を受けた事業者で、その承認に係る地域経済牽引事業計画に従って事業を行うもの ※運転資金は8,000万円まで</p>	運転	7年	2億8,000万円	0.00%	○		○
			設備	15年					
			運・設	7年					

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証利率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
県	職場環境整備・新卒採用支援資金	県内に事業所を有し事業を営み、事業計画について知事の認可を受けた中小企業者 働きやすい職場環境の整備に取り組む中小企業者であって次の①～⑥のいずれかに該当する中小企業者 ①事業所内託児施設の新築・増改築をしようとするもの ②事業所内のバリアフリー化をしようとするもの ③事業所内託児施設の運営を行うもの ④育児休業取得のための支援を行うもの ⑤在宅勤務制度・短時間勤務制度を導入しているもの ⑥「奈良県社員・シャイン職場づくり登録企業」であるもの 新規学卒者等を雇用している中小企業者であって次の⑦⑧いずれにも該当する中小企業者 ⑦新規学卒者又は卒業後3年以内の既卒者を正規雇用しているもの ⑧認定書申請前6ヶ月以内に事業主都合による解雇を行っていないもの ※①、②は設備資金 ※③～⑥は運転資金 ※運転資金は2,000万円まで	運転	7年	8,000万円	0.00% ～ 0.96%	○		○
			設備						
県	新エネルギー等対策資金	次の①～④のいずれかに該当し、知事の認定を受けた中小企業者 ①再生可能エネルギーを活用する設備等を導入しようとするもの ②省エネルギーに資する設備等を導入しようとするもの ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等を導入しようとするもの ④その他エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等を導入しようとするもの	設備	15年	2億8,000万円	0.00% ～ 0.96%	○		○
県	既存事業者による宿泊施設開業支援資金	県内で宿泊施設を開業しようとする次の①・②のいずれかに該当する中小企業者 ①県内で宿泊施設事業に進出しようとするもの ②現在宿泊施設事業者であって、県内に新たに宿泊施設を開業しようとするもの ※知事の認定(企業立地推進課)を受けた事業計画書が必要	運転	7年	2億8,000万円	0.00% ～ 0.90%	○		○
			設備	15年					
			運・設	7年					
県	宿泊施設増改築・設備整備支援資金	県内で宿泊施設を営み、当該宿泊施設の増改築及び設備の設置を行う中小企業者 ※知事の認定(企業立地推進課)を受けた事業計画書が必要	設備	15年	2億8,000万円	0.00% ～ 0.90%	○		○
県	事業承継支援資金	次の①・②のいずれかに該当し、中小企業者から保証対象事業を承継し県内で当該事業をしようとする中小企業者 ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による経済産業大臣(申請については県知事)の認定を受けたもの(中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人を除く) ②奈良県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成28年法律第58号)第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう)の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとするもの ≪経営承継関連保証型≫ 上記①で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第1項に該当するもの ≪特定経営承継関連保証型≫ 上記①で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第2項に該当するもの ≪一般保証型≫ 上記②に該当するもの ※経営承継関連保証型(経営承継関連保証含)と一般保証型の併用は不可	運転	10年	1億円	0.00%	○		○
			設備						
			運・設						
県	研究開発支援資金	優れた研究開発計画を有するものとして知事の認定を受けた者で、研究開発に関する詳細かつ実効性のある事業計画を策定する中小企業者	運転 設備	15年	5,000万円	0.00%	○		○

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載	
市町村	奈良市 事業設備	①市内に居住（住民登録）（法人にあつては主たる事業所（本店登記）が所在）または事業所を有する ②市税を完納	設備	5年（6ヶ月）	1,500万円	0.13% ～ 0.57%	○		○	
	運・設									
	市町村		奈良市 事業運転	運転	4年（6ヶ月）					1,000万円
運・設										
市町村	奈良市 短期事業		運転	1年（6ヶ月）	500万円					
			運・設							
市町村	奈良市 特別小口	①市内に居住 ②県内において1年以上継続して同一事業を営んでいる ③市民税の所得割または法人税割を含む市税を完納	運転	3年（6ヶ月）	1,000万円	0.24%	×		○	
			設備	4年（6ヶ月）						
			運・設							
市町村	奈良市 小口零細	①市内に居住（住民登録）（法人にあつては主たる事業所（本店登記）が所在）または事業所を有する ②市税を完納 ③小口零細企業保証を受けることができる小規模企業者	運転	4年（6ヶ月）	1,000万円	0.15% ～ 0.66%	×		○	
			設備	5年（6ヶ月）	1,250万円					
			運・設							
市町村	奈良市 創業関連	①市内に居住 ②市内に事業所を有する（開業5年未満）、または事業を行う具体的計画を有する ③市税を完納	運転	4年（6ヶ月）	1,000万円	0.30%	×		○	
			設備	5年（6ヶ月）						
			運・設							
市町村	大和高田市 特別	①個人：大和高田市内に引き続き1年以上住民基本台帳に記録されていること 法人：大和高田市内に引き続き1年以上住所を有しかつ、本市の市民税が課税されていること ②1年以上、同一事業を営んでおり、今後も事業を継続して営むことが確実であること ③市税を滞納していない	運転	5年（6ヶ月）	1,000万円	0.00%	○		○	
			設備	7年（6ヶ月）	1,500万円					
			運・設							
市町村	大和高田市 小口		運転	5年（6ヶ月）	500万円					
			設備							7年（6ヶ月）
			運・設							
市町村	大和高田市 創業支援	①市内で創業して1年未満、又は市内で創業する具体的な計画のあるもの ②市税を滞納していない ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講すること	運転	5年（6ヶ月）	1,000万円	0.00%	×		○	
			設備	7年（6ヶ月）						
			運・設							

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
市町村	大和郡山市 運転	①市内に引続き1年以上居住（法人にあっては1年以上事業所を有する） ②引続き6ヶ月以上（店舗改造は1年以上）同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない（過去3年分）	運転	3年	700万円	0.00%	○		○
市町村	大和郡山市 設備		設備	4年	700万円				
市町村	大和郡山市 店舗改造		設備	7年（6ヶ月）	1,000万円				
市町村	天理市 運転	①市内に引続き1年以上居住（法人にあっては1年以上事業所を有する） ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない（過去3年分）	運転	5年（6ヶ月）	500万円	0.00%	○		○
市町村	天理市 設備		設備	5年（6ヶ月）	500万円				
市町村	天理市 店舗改造		設備	7年（6ヶ月）	1,500万円				
市町村	橿原市 特別小口	①市内に居住（住民登録）（法人にあっては主たる事業所を有する） ②市税を完納（過去から現在にわたって）	運転	5年（6ヶ月）	1,000万円	0.00%	○		○
市町村	橿原市 緊急		運・設						
市町村	橿原市 創業支援	①個人：市内に住所を有し事業を行う具体的計画を有していること 法人：市内において事業を行う具体的計画を有していること ②市税を完納	運転	7年（6ヶ月）	1,000万円	0.00%	×		○
市町村	桜井市 特別		設備						
市町村	桜井市 木材産業特別		運・設						
市町村	桜井市 創業者向け中小企業融資	これから新たに事業を営むものまたは事業開始後6ヶ月を経過していないものであって、次の要件を備えているもの ①（1）市内に住所を有する個人 （2）市内に登記の事業所を有する法人 （3）市内で新たに事業を営む具体的な計画を有する（現に営んでいる）個人・法人 ②市税を完納	運転	7年（6ヶ月）	1,000万円	0.30%	×		○
市町村			設備						
市町村			運・設						

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率(年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載	
市町村	五條市 特別	①市内に6ヶ月以上住所かつ事業所(法人にあっては引続き6ヶ月以上事業所)を有する ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる ③市税を完納	運転	3年(6ヶ月)	300万円	0.00%	○		○	
			設備							
			運・設							
市町村	五條市 緊急特別		運転	1年	200万円					
			設備							
			運・設							
市町村	御所市 特別	運転	5年(6ヶ月)	700万円	0.00%	○		○		
		設備								
		運・設								
市町村	生駒市 小口事業資金	①市内に引続き1年以上住所(法人にあっては1年以上市内に登録されている事業所)を有する ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる(再生可能エネルギーについては業歴要件なし) ③市税を滞納していない	運転	500万円以下 4年(6ヶ月)	1,000万円	0.22% ~ 0.95%	○		○	
			設備							
			運・設							
市町村	生駒市 企業立地促進		運転	500万円超~ 3,000万円以下 7年(6ヶ月)	3,000万円					
			設備							
			運・設							
市町村	生駒市 再生可能エネルギー		設備	3,000万円超 15年(6ヶ月)	1億円					0.55%
市町村	生駒市 創業支援	運転	1,000万円	0.50%	×		○			
		設備								
		運・設								
市町村	香芝市 運転	①市内に引続き1年以上居住(法人は1年以上市内に登録がある) ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を完納している	運転	5年	500万円	0.13% ~ 0.57%	○		○	
	市町村		香芝市 設備	設備	10年(6ヶ月)					3,000万円
市町村	香芝市 創業支援	①市内に居住(法人は事業所を有している) ②市税を完納している ③市内で創業の具体的な計画を有する、または創業後1年以内	運転	7年(6ヶ月)	1,000万円	0.30%	×		○	
			設備							
			運・設							

制度区分	制度名	対象	資金使途	保証期間	保証限度額	信用保証料率 (年)	責任共有	備考	ハンドブック掲載
市町村	葛城市 運転	①市内に引続き1年以上居住(法人は1年以上本店が所在) ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない	運転	4年	500万円	0.13% ～ 0.57%	○		○
			運・設						
市町村	葛城市 設備		設備	5年(6ヶ月)	1,000万円				
			運・設						
市町村	葛城市 創業支援	①新たに事業を開始するもの、または開始後1年未満のもの ②市内に居住している個人、市内に事業所を登記している(する)法人 ③市税の滞納がないこと	運転	5年(6ヶ月)	1,000万円	0.30%	×		○
			設備						
市町村	宇陀市 中小企業	①市内に引続き1年以上居住(法人は1年以上登記営業所が所在) ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない	運転	4年	500万円	0.13% ～ 0.57%	○		○
			設備						
市町村	平群町 小口	①町内に1年以上居住 ②町内に事業所を有する ③引続き1年以上同一事業を営んでいる ④町税を完納	運転	4年(6ヶ月)	500万円	0.45% ～ 1.90%	○		○
			設備						
市町村	田原本町 中小企業	①町内に引続き1年以上居住 ②町内で引続き1年以上事業を営んでいる ③町税等を滞納していないこと	運転	6年(6ヶ月)	700万円	0.00%	○		○
			設備						
市町村	吉野町 運転	①町内に居住している、もしくは事業所を有し事業を営んでいる(現在町外の居住者・事業者は融資決定後6ヶ月以内に町内で事業を開始すること) ②町税等に滞納がないこと	運転	6年(6ヶ月)	500万円	0.00%	○		○
			設備						
市町村	明日香村 中小企業	①個人：村内に1年以上引続き居住し、1年以上同一事業を営んでいること 法人：村内に事業所を有し、1年以上引続き同一事業を営んでいること ②納期到来分まで村税を完納 ③明日香村商工会会員	運転	4年(6ヶ月)	1,000万円	0.00%	○		○
		設備							
			運・設						